

重要事項のご説明

この書面では、園芸施設共済に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずご一読いただき、お申込みいただくようお願いします。

契約概要

園芸施設共済の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については弊組合のホームページ「事業規程」をご覧ください。

○用語のご説明

共済目的	補償対象となるものです。
共済責任期間	共済目的が補償対象となる期間です。
共済価額	共済責任開始時における特定園芸施設等の価額で、共済金額及び共済金の算定基礎となります。
共済金額	共済目的に対する補償金額のことで、お支払いする共済金の限度額です。
共済金	共済事故が発生した際に、弊組合がご契約者やその指定された受取人に支払う金額です。
共済事故	共済金が支払われる損害の原因になる事由です。
共済掛金	補償に対する対価としての、掛金総額です。
国庫負担共済掛金	共済掛金の内、国が負担する金額です。
組合員等負担共済掛金	共済掛金から国庫負担共済掛金を差引いたご契約者にご負担いただく金額です。
賦課金	ご契約者にご負担いただく事務手数料です。
特定園芸施設	次のいずれかの施設です。 ・農作物を栽培するための施設園芸用ハウス ・気象上の原因（降ひょう等）により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（雨よけハウスや果樹園の多目的ネットハウス等）
附帯施設	特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培のために使用されるものです。 例 暖房機、カーテン 等
施設内農作物	特定園芸施設を用いて栽培される農作物です。
撤去費用	一定規模の損害を受けた特定園芸施設の解体や廃材の撤去・処分に要する費用（被覆材を除く）です。
復旧費用	損害を受けた特定園芸施設及び附帯施設の復旧に要する費用（被覆材を除く）です。
時価現有率	特定園芸施設及び附帯施設の時価額を算定するための率です。
被覆経過割合	被覆材の時価額を算定するための率です。
危険段階別共済掛金率	ご契約者ごとの過去の損害率に応じた掛金率です。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 制度の仕組み

契約概要

園芸施設共済は、農業保険法に基づき、自然災害や不慮の事故によるご契約者が所有又は管理する特定園芸施設に係る損失を補てんし、農業経営の安定をはかることを目的とした政策保険です。

(2) 共済目的及び加入資格者

契約概要

①共済目的

特定園芸施設を加入することにより、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用についてオプション加入ができます。なお、ご契約される際は原則所有される全ての特定園芸施設について、加入の申込みをしていただく必要があります。附帯施設、施設内農作物についても同様となります。

②加入資格者

群馬県内に住所を有し、特定園芸施設を所有又は管理しており、その特定園芸施設の設置面積の合計が100m²以上の農業者です。なお、既に弊組合の組合員である場合には、100m²未満でも加入できます。

(3) 共済事故及び補償の対象にならない主な事項

契約概要

注意喚起情報

①共済事故

- ・風水害
- ・ひょう害
- ・雪害
- ・落雷
- ・地震及び噴火による災害
- ・その他気象上の原因による災害
- ・火災
- ・破裂及び爆発
- ・航空機の墜落及び接触及び航空機からの物体の落下
- ・車両及びその積載物の衝突及び接触
- ・病虫害
- ・鳥獣害

☆施設内農作物の加入方法は2通りあります。

一般方式・・・・・・・・・・・・・・上記の共済事故を補償の対象とします。

事故除外方式・・・・・・・・・・・・・・上記の内、病虫害を除く共済事故を補償の対象とします。

*事故除外方式の加入条件

特定園芸施設共済の設置面積が500m²以上で、施設栽培の経験年数が3年以上の方、又は病虫害による損害の防止を行うために必要な防除施設が整備されている方が加入できます。

②補償の対象にならない主な事項

- ・ご契約者又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ・ご契約者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ・ご契約者（ご契約者が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）が植物防疫法の規程に違反したことによって生じた損害
- ・正当な理由なく組合員等負担共済掛金及び賦課金の支払いが遅滞した場合
- ・損害額が小損害不填補の基準を超えない損害（P4参照）
- ・共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗によって生じた損害
- ・施設内農作物の播種・定植間近の活着期に限り、全損ではない損害

(4) 共済責任期間

契約概要

共済責任期間は原則1年です。ただし、次の事由に該当する場合は1年未満とすることができます。

- ・共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
- ・当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

※共済責任期間の始期は、毎月の2日、5日、10日、15日、20日、25日のいずれかの日とさせていただきます。

(5) 共済価額

契約概要

共済価額の算定は次のとおりです。

共済目的	共済価額の算定方法
特定園芸施設	<ul style="list-style-type: none">・ガラス室 ガラス室の再建築価額×時価現有率・プラスチックハウス（①+②）<ul style="list-style-type: none">①プラスチックハウス本体の再建築価額×時価現有率②被覆材の再取得価額×被覆経過割合
附帯施設	附帯施設の再取得価額×時価現有率
施設内農作物	特定園芸施設の再建築価額（プラスチックハウスは被覆材の再取得価額含む）×施設内農作物価額算定率
撤去費用	単位当たり撤去費用基準額×特定園芸施設の設置面積
復旧費用	<ul style="list-style-type: none">・特定園芸施設 再建築価額（被覆材を除く）×（100%－時価現有率）・附帯施設 再取得価額×（100%－時価現有率）

(6) 共済金額

契約概要

共済金額は、共済価額に付保割合を乗じた金額になります。

付保割合は80%・70%・60%・50%・40%から選択できます。

◎付保割合追加特約・・・付保割合80%を選択した場合、本特約を付加することで共済価額の10%又は20%の補償を上乗せすることができます。（施設内農作物を除く）

(7) 共済金

契約概要

注意喚起情報

全損の場合には共済金額が共済金になります。部分損の場合には、次のとおり算定した損害額に付保割合を乗じた金額が共済金になります。

※全損・部分損問わず残存物価額・賠償金・免責額がある場合には当該金額が控除されます。

※特定園芸施設ごとに損害額（オプション加入した共済目的分含む）が、加入申込時に選択した次頁の小損害不填補の基準を超えている場合に共済金が支払われます。

小損害不填補の基準・・・3万円又は共済価額の5%・10万円・20万円・50万円・100万円
小損害不填補1万円特約・・・小損害不填補の基準3万円又は共済価額の5%を選択された方は、小損害不填補1万円特約を付けることができます。これにより損害額が1万円を超える場合に共済金が支払われます。

※撤去費用に限り、撤去に要した金額が100万円を超えたとき、又は当該特定園芸施設（被覆材を除く）に係る損害割合が50%（ガラス室は、35%）を超える場合に共済金が支払われます。

●損害額の算定方法

共済目的	損害額の算定方法
特定園芸施設	<ul style="list-style-type: none">・ハウス本体 本体の共済価額×損害割合・被覆材 被覆材の共済価額×損害割合×（100%－自然消耗割合）
附帯施設	<ul style="list-style-type: none">①附帯施設の修繕費×時価現有率②附帯施設の共済価額①と②のいずれか低い金額
施設内農作物	施設内農作物の共済価額×損害割合×（100%－分割割合）
撤去費用	<ul style="list-style-type: none">①撤去に係る請求書等の実撤去費用（被覆材を除く）②撤去費用の共済価額×損害割合（被覆材を除く）①と②のいずれか低い金額
復旧費用	<ul style="list-style-type: none">①特定園芸施設（被覆材を除く）、附帯施設に係る請求書等の実復旧費用②復旧費用の共済価額×損害割合（被覆材を除く）①と②のいずれか低い金額 <p>※ご契約者ご自身等による復旧は、②の金額を超えない範囲で材料費等の額に労務費を加えた金額になります。（被覆材を除く） 労務費は㎡当たり100円もしくは実費のいずれか高い金額です。</p>

※いずれの場合も損害額は当該共済価額が上限になります。

（8）分割評価

契約概要

注意喚起情報

施設内農作物の病虫害については、農作物の品目別、病虫害別に60%～100%までの分割割合が適用されます。

※品目別の病虫害分割割合についてはご契約される際にお渡しする病虫害分割割合表をご覧ください。

（9）他保険等に重複加入していた場合

契約概要

注意喚起情報

補償内容が同様の共済（保険）契約を締結している場合は、補償が重複している場合があります。補償が重複していた場合は、損害額を限度に共済金（保険金）を按分調整してお支払いします。なお、共済金（保険金）の請求手続きにあたっては、弊組合と他の保険会社等のどちらか一方に請求することができる場合があります。

(10) 管理施設の扱い

契約概要

注意喚起情報

管理施設に損害が生じ、共済金を支払う際には弊組合よりその管理施設の所有者に対し、ご契約者に共済金を支払う旨の通知を行います。また、管理施設の所有者が弊組合に対し直接共済金の支払いを請求した時は、ご契約者に対し所有者に共済金を支払う旨の通知を行います。

(11) 納入額と払込方法等

契約概要

①共済掛金

共済金額×共済掛金率×（責任期間（月）÷12）によって算出されます。

共済掛金の50%に相当する金額を国が負担（国庫負担共済掛金）し、残りをご契約者が負担（組合員等負担共済掛金）します。国庫負担共済掛金は、共済金額合計額の1億6千万円が上限となります。

また、復旧費用、付保割合追加特約、小損害不填補1万円特約には国庫負担共済掛金はありません。

なお、共済金額に乘じる共済掛金率は、群馬県内の過去20年間の被害率と、ご契約者ごとの過去の損害率に応じて毎年更新される危険段階別共済掛金率の区分に応じて毎年見直されます。

②納入額

組合員等負担共済掛金と賦課金を足したもの（以下「共済掛金等」という。）になります。

③払込方法

原則、口座振替となります。お振込み等も可能です。

また、共済責任期間が1年間で、組合員等負担共済掛金が3万円以上の場合には、保証人を立てていただくことで分割払いも可能です。

○口座振替対応金融機関は次のとおりです。

- ・群馬県内JA
- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・足利銀行
- ・しののめ信用金庫
- ・利根郡信用金庫
- ・高崎信用金庫
- ・桐生信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・アイオー信用金庫
- ・館林信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・群馬県信用組合
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・あかぎ信用組合
- ・ゆうちょ銀行

④払込期限

共済責任開始日の前日までに払込みください。払込みが確認できない場合は共済関係が失効となります。

また、分割払いの2回目の払込みが確認できない場合は、分割払い払込期限の翌日から払込みまでの間の共済事故は全額免責となりますのでご注意ください。

(12) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

ご契約者には、告知義務が発生します。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務の事です。告知事項とは加入申込書の記載内容及び損害の発生の可能性に関する重要な事項の内、弊組合が告知を求めたものとなります。

故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかった時は、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく弊組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

①共済事故が発生した場合

共済事故が発生した場合には、次の事項をご連絡ください。

- ・種類
- ・発生年月日
- ・被害を受けた共済目的及び当該共済目的に係る棟番号及び所在地
- ・損害の状況
- ・その他被害の状況が明らかとなる事項

②共済目的に異動が発生した場合

共済目的に次の事由が発生した場合には、その旨をご連絡ください。

- ・譲渡
- ・移転、解体、増築、改築又は構造若しくは材質の変更
- ・共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）又は滅失
- ・他の保険又は共済に付したこと
- ・特定園芸施設の被覆期間の変更
- ・危険が著しく増加する事由

③農業経営収入保険（以下「収入保険」）に施設内農作物を加入する場合

(2) 増改築に伴う契約変更

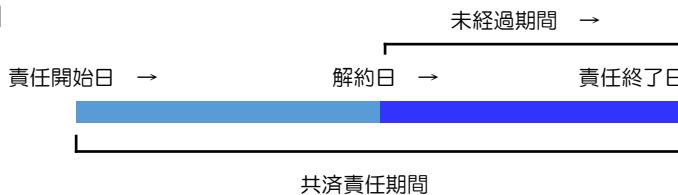
契約概要

注意喚起情報

増改築に伴う共済目的の変更が生じた際に、変更後の内容で補償を希望される時には、当該契約を解約して新しく契約を結び直すことができます。その場合、解約されるご契約の共済責任期間の内、未経過期間の共済掛金等は解約返戻金として返還します。

※解体に伴う解約返戻金は原則として発生しません。

★未経過期間



(3) 被覆期間の変更に伴う契約変更

契約概要

注意喚起情報

加入申込時に申告いただいた被覆期間が変更になった場合には、ご契約内容の変更希望有無に関係なく共済掛金等の再計算を行います。再計算の結果によって、共済掛金等の追加納入又は一部払い戻しが発生します。

(4) 収入保険への移行に伴う契約変更

契約概要

注意喚起情報

①園芸施設共済から収入保険への移行

園芸施設共済（施設内農作物あり）に加入しているご契約者が、その共済責任期間の途中に保険期間が開始する収入保険に加入される際には、施設内農作物の同時加入はできません。そのため、園芸施設共済のご契約を解約し、その翌日から園芸施設共済（施設内農作物なし）に加入することができます。その場合、解約されるご契約の共済責任期間の内、未経過期間の共済掛金等は解約返戻金として返還します。

②収入保険から園芸施設共済への移行

収入保険と園芸施設共済（施設内農作物なし）に加入されているご契約者が、収入保険の保険期間満了後に、施設内農作物を園芸施設共済に加入する場合は、収入保険の保険期間満了日と同日に園芸施設共済を解約し、その翌日から園芸施設共済（施設内農作物あり）に加入することができます。その場合、解約されるご契約の共済責任期間の内、未経過期間の共済掛金等は解約返戻金として返還します。

(5) 共済契約の承継

契約概要

譲受人が契約の承継を希望する場合は、当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地、その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、弊組合に承諾の申請を行ってください。後日、承諾可否を通知いたします。

(6) 途中解約

契約概要

注意喚起情報

共済責任期間中にご契約者都合による途中解約を希望される場合には、原則として共済掛金等の返還はしませんのでご注意ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 財務状況悪化時等の取扱い

注意喚起情報

国と保険関係を結び危険分散を図っていますが、弊組合の業務又は財産の状況の変化によって共済金、解約返戻金等のお支払いを一部凍結や削減する場合があります。

(2) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報については次のとおり利用しますが、詳しくは弊組合のホームページをご覧ください。

- ・引受の審査、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの案内・充実を行うために利用します。また、本共済契約に関する利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。
- ・弊組合は農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で必要な範囲で利用することができます。
- ・法令において必要とされる場合、必要な範囲で第三者に提供することができます。

(3) 重大事由による解除

注意喚起情報

次の事項に該当した場合、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

- ・弊組合に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ・共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する暴力団員であることが判明した場合
- ・上記のほか、弊組合からの信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が発生した場合



規程等については、弊組合のホームページに掲載しております。「NOSAIぐんま」又は「群馬県農業共済組合」で検索するか、下のQRコードをご利用ください。



NOSAIぐんま



検索

各種お問い合わせ、共済金の請求は以下の窓口までお願いします。受付は平日の8時30分から17時15分までとなります。

支所名	住所	TEL	FAX	管轄地域
中央支所	〒371-0847 前橋市大友町 1-3-12 1階	027-254-2070	027-254-2077	・前橋市・伊勢崎市・玉村町
西支所	〒370-0084 高崎市菊地町 563	027-344-2181	027-344-2184	・高崎市・安中市・藤岡市・上野村 ・神流町・富岡市・下仁田町 ・南牧村・甘楽町
北支所	〒377-0203 渋川市吹屋 370 1階	0279-26-2600	0279-26-2601	・渋川市・榛東村・吉岡町・中之条町 ・長野原町・嬬恋村・草津町 ・高山村・東吾妻町・沼田市 ・片品村・川場村・昭和村 ・みなかみ町
東支所	〒373-0806 太田市龍舞町 589-3	0276-47-5600	0276-47-5601	・太田市・桐生市・みどり市 ・館林市・板倉町・明和町 ・千代田町・大泉町・邑楽町

※Webでのお問い合わせは、ホームページ内のお問い合わせフォーム、又は右のQRコードよりお願いします。

